### スポットライト

## ]本でも導入を検討

- ●米国において、SPACの上場件数が2020年から急激に増加している。上場した SPACと非上場企業の統合(De-SPAC)は、米国のみならずアジアの非上場企業を対 象としても行われるようになってきており、De-SPACを通じた米国等の海外取引所へ の上場は、日本のスタートアップ企業としても選択肢の1つとして考慮されるであろう。
- ▶日本の上場企業にとっても、出資先のスタートアップ企業がDe-SPACにより米国で 上場するケースや、組織再編の一環として自社の非上場子会社をDe-SPACにより米 国で上場させるケースが公表されている。
- ●米国においてSPACの上場件数が増加している一方で、米国証券取引委員会(SEC) により、投資家保護の観点からの規制強化がなされる可能性がある。他方で、 日本 を含む米国以外の証券取引所においても、SPAC上場の解禁が検討されており、日 本でのSPAC上場が解禁されれば日本のスタートアップ企業にとって新しい上場およ び資金調達の手法となることが期待される。

ベーカー &マッケンジー法律 事務所(外国法共同事業) 弁護士・ニューヨーク州弁護士

### 遠藤

ベーカー &マッケンジー法律 事務所(外国法共同事業) 弁護士

### 谷田部

ベーカー &マッケンジー法律 事務所(外国法共同事業) 税理士

### 彬弘 川﨑

ベーカー&マッケンジー法律 事務所(外国法共同事業) 弁護士

稲葉 正泰

う))の新規株式公開(以下、

I P O

という)の件数が増加しており、

そ

れに伴い米国上場のSP

ACによる

Company(以下、「SPAC」と

的会社(Special Purpose Acquisitior

閣

近年、

米国において、

特別買収

2

7 いることがわかる立

**(1)** 

SPACとは

取引所に上場している他、 公表されている。 ある事業会社 の子会社または日本企業の出資先で 収対象とするSPACが米国の証券 上場 S 日本との関係では、 P ĺ ACを行うとい て v が米国 る S P また、 一の証 A C と の 日本企業を買 つ 日本でも、 た事例 **一券取引** 日本企業 D ŧ e 所 点では、

S P

D e

―SPACの対象とな

ACの設立およびIPO

の

目的として設立される会社をいう。

この記事のエッセンス

poolなどとも呼ばれることがある。

Ş

Blank check company&Blind

る事業会社が決まっていないことか

2021年はすでに約1、 年 0 Ŕ 加しており、 2020年には248件と急激に増 2 0 2 0 C」という)も増加している。 の合計約136億ドルに対して、 金 I 件 米国におけるSPACの新 と2020年以降著しく増加し 6月10日時点ですでに336 数 額 P ベー O件数を記録している<sup>(1)</sup> は 年は合計約834 2 スでみても、 0 2021年にお 1 9 年 の 2 0 1 59 058億 億ド 件 から v 規 ル 調 9 て ŀ.

催(3)

る統合または買収を行うことのみを S P IPOによる資金調達を行っ 非上場の事業会社を対象とす ACとは、 特定の事業を有さ

## 米国 **のSPACの概要**

されている。 された成長戦略実行計画案『にお な制度整備について検討することと て、 |官房の第11回成長戦略会議で提| **021年6月2日に開催された内** SPACを導入した場合に必要

業への影響および主要国のSP 関する法制度の状況を解説する。 概要を説明するとともに、 本稿では、 米国におけるSP Ħ 本企 A C A C

とする統合または買収(かかる統 米国内外の非上場の事業会社を対象

合 A

または買収を以下、

D e

Ś

P

場件数は、2021年4月が13件、同年5月が19件(1) ただし、直近の米国における5PACの新規上 とめているSPAC Research きをみせている。 となっており、同年1月から3月と比較して落ち着 SPACの上場件数や資金調達額等の統計をま (https://www.spacresearch

com)参照。 成長戦略会議第11回(2021年6月2日開 の資料を参照

(2)

め、

投資家は、基本的にスポンサー

の確実性が増すこと等が考えられる。 から、上場に伴って取得できる資金 る価格に基本的には固定されること 調達額はSPACとの間で合意され 決まる通常のIPOと異なり、 IPO価格が確定して資金調達額が あること、手続の最終段階において、 ては、IPOによる上場より比較的 による上場が増加している理由とし ことができる。近年De―SPAC 直接または間接的に上場を実現する でDe―SPACを行うことにより、 短期間で上場を果たすことが可能で でに上場をしているSPACとの間 資金

# (2) 米国におけるSPAC上場

しくみおよび主な特徴は次のとおり 米国における一般的なSPACの

## 1 SPACの設立

SPACに対して2万5、000ド ジャー、企業経営者または著名人等 とが一般的である。スポンサーは、 がスポンサーとなって設立されるこ 株式総数の20%に相当する数の株式 ル程度を出資し、IPO後の発行済 (以下、「スポンサー株式」という)を SPACは、ファンド・ マネー

> 了させる強いインセンティブを有し ことが問題点として指摘されている。 構造的な利益相反関係が生じている のスポンサーと一般投資家との間で ており、この点について、SPAC 条件が最善のものでなかったとして との間で合意するDe―SPACの ため、スポンサーは、仮に対象会社 戻しを受けることができない。その する必要があるとともに、その場合 De―SPACを完了させることが となっている一方で、一定期間内に 株式を取得することができるしくみ 取得する場合が多いとされる。スポ も、期限までにDe-SPACを完 は一般投資家と異なり出資金額の払 できない場合には、SPACを清算 ンサーは、投資金額に比して多くの

が一般的である。前記のとおり を発行することで資金調達を行うの 2 PACごとに大きくは変わらないた また発行されるユニットの条件もS 対象となる会社は決まっておらず、 株引受権)を組み合わせたユニット 株式1株および端数のワラント(新 を通じて、投資家に対してSPAC POの時点ではDe-SPACの SPACは、その設立後、IPO IPOおよび調達資金の信託

> トを購入することとなる。 き能力に期待してIPO時にユニッ およびSPAC経営陣の実績や目利

非上場の事業会社からすれば、

す

発行を引き受けることがある。 あわせて、スポンサーがIPO費用 る。また、IPOによる資金調達と 当額が信託されるのが一般的であ の公募による調達資金の100%相 されているが⑤、実務上はユニット 調達資金は第三者に信託され、 を負担するために私募でワラントの の90%以上を信託する必要があると よびNASDAQの上場基準(以下、 となる。ニューヨーク証券取引所お 資家保護のしくみとして、IPOの 他の用途で使われないようにする投 ACの資産とは分別管理されること 「上場基準」という)上は、調達資金 調達資金がDe―SPAC以外の S P

象会社の選定については、上場基準 を行った後に、統合条件について対 SPACは、De-SPACを行う ACを行うための最終契約(以下、 象会社やその他の関係者と交渉を行 対象会社の選定プロセスを開始す 「統合契約」という)を締結する。 IPOによる資金調達の完了後、 対象会社のデューデリジェンス 条件に合意できればDe―SP De-SPACまでのプロセス

> 象とする会社の地域、 書類において、De-SPACの対 PACによっては、IPO時の開示 らないとされている<sup>©</sup>。 された金額の80%以上でなければな ている場合もある。 上、対象会社の公正市場価値が信託 業種等を定め 加えて、S

株式分の償還を受けて元本分の投資 ていることも多い。そのため、その 請求を認める旨を定款において定め 返還(償還請求)を求める権利を付与 なる。上場基準上、株主総会におい 契約上の条件が充足された場合には、 株主の承認が得られ、 半数の承認を得る必要がある。 Cの株主総会において出席株主の過 Cを実行するためには、 を回収しつつ、ワラントは継続保有 には賛成しつつ、購入したユニットの の投資家としては、De―SPAC ような定款の定めを有するSPAC たか否かにかかわらず、株主の償還 実務上は、株主総会において反対し することが義務づけられているがで 自己の保有比率に応じた信託財産の てDe-SPACに反対した株主が、 De―SPACが実行されることと 統合契約の締結後、 その他の統合 D e S P A 通常SPA

能となっている。

るが8 されることとなり、 が完了しない場合、 が多い。 までの期限を24カ月として Cを実行する必要があるとされて の完了から3年以内にDe 償還がなされるしくみとなっている。 有する株式はその保有比率に応じて 上場基準上、SPAC 定款においてD 期限内に、 S P D e 般投資家の保 e は、 ACは清算 S P A C いる場合 S P A C S P I P A O

## 4 I PEによる資金調達

することがある。 ニマムキャッ P で、 家 e A C 家が償還を選択した結果としてSP Investment in Public Equity 1 を下回 ることが多 統合契約においては、 か ACを行わない旨の前提条件(ミ P ミニマムキャ の保 か 6 IPE」という)またはスポン 6 私募での追加出資(Private P の追加出資を受けること ACに伴っ つ 有 た場合には、 する現預金 シュ ĺ, 一条項) ッ S P シュ条項に対応 て、 A C を設定して の 多数の投資 機関投資 D 額 は e が D 定 Ś

(4) 52日間が一般的)の経過後は分離したうえで、別々は分離できないが、一定期間(SPACの上場からとワラントを組み合わせたユニットは、上場直後とワラントを組み合わせたユニットは、上場直後とワラントを組み合わせたユニットの手 了後、その株価が上昇した際に行使することで、SPACによる対象会社とのDe-SPACの に市場で売買することが可能となる。ワラントは、

般投資家はより多くのキャピタルゲインを得るこ

- paragraph, Nasdaq IM 5101-2(b)

  NYSE Listed Company Ma paragraph b., Nasdaq IM 5101-2(d) ® NYSE Listed Company Manu (5) paragraph, Nasdaq IM 5101-2(a)

  © NYSE Listed Company Manual NYSE Listed Company Manual 102.06 first NYSE Listed Company Manual 102.06 NYSE Listed Company Manual 102.06 102.06 firs
- 9 かかる期限は、期限内に対象会社とparagraph e., Nasdaq IM 5101-2(b) を締結できた場合には、 められていることもある。 SPACに関する基本合意書(Letter of Intent) 期限内に対象会社との間でDe 一定期間延長される旨定

### (3)ラクチャと主な契約上の論点 とのDe―SPACに係るスト 米国上場しているSPAC

## 1 般的なストラクチャ

ことが多い(図表1)。 は、 Triangular Merger) が選択 S P 米国 米国法の逆三角合併(Reverse ·ACのストラクチャとし の事業会社を対象とする ざれ D Ē る e

と現 Eによる追加の資金調達を行うこと S P S P 主の保有していた対象会社の株式は の完全子会社となり、 Subは消滅し、 法である。 た、 会社を存続会社として合併を行う手 ( 以 下、 Merger Subを消滅 当該合併の効力発生日にお (金の混合対価)に転換される。 A C ACの株式(またはSPAC株式 **、体的には、SPACが買収子会社** 「Merger Sub」という)を設立 は機関投資家等から その効果として、 対象会社はSPAC 対象会社の株 《会社、 Merger P いて、 対 ま 象

e

P

PAC後のSPACの株主となる。 PIPEを行う投資家が、 主および(PIPEが行わ SPACの既存株主、 P ŧ ある。 ACは対象会社の親会社となり、 D e | SPAC完了後、 旧対象会社株 れる場合 D e | S S

## 2 対価の内容・条件

れることも、 うな場合の解決策として、 が生じることも少なくない。 プ企業である場合において、 ため、 株式の 発行するアーンアウト条項が交渉 の経営陣とスポンサーとの間 は利益を有していないスタートア 資金を可能な限りDe して追加で当該上場会社の株式 対象会社の事業におい に到達したことを条件として、 AC後の上場会社が の株式の評価額に関して対象会社 対象会社がいまだ十分な売上また D SPACがIPOにより調達した SPAC前の対象会社の株主 e 株式のみとされることも多 両方が交付されることもあ ―SPACの対価 通常のM & | S P A C 定の Aに比較 て利用する は D e その 時 に乖 対象会 現 金 価 D S ょ 後

## スポンサー ·株式

いとされている。

有

**3** て多

後に20%程度のSPAC株式を保 ス ポン ・サー は 前記の とおりIP

0

(図表1)

### 米国の事業会社を対象とするDe-SPACのストラクチャの一例(逆三角合併)

逆三角合併 De-SPAC完了後 SPAC SPAC SPACスポ PIPE投資家 スポンサ 般株主 対象会社株主 PIPE投資家 ンサーおよび 般株主 私募增資 SPAC株式交付 対象会社株主 SPAC SPAC 対象会社株式取得 (米国) (米国) Merger Sub (米国) 対象会社 (米国) 対象会社 (米国) 対象会社を存続会社、Merger 新設会社 Subを消滅会社として合併

P す D e ブを有する。 ることになり、 ACを完了させる強 S P ACから12カ月間 。そこで、スポン 期限内にD 3 イン セン 程度 サー e

テ

ŋ 却について合意することもある。 ポンサー株式の全部または一部の消 する目的で、 場会社に対する一定の保有割合を確保 象会社株主のDe―SPAC後の上 内容にすることもある。 ポンサー ミットさせることを目的として、 である。 価への影響を抑制することが 後のスポンサー株式の売却による株 統合の合意をすることを防止しよう クアップの合意をさせることによ のSPAC株式の売却を禁じるロ 社の株価が一定程度に到達して初め いては、 家との構造的な利益相反関係への配 のスポンサーとSPACの一 とするとともに、 の対象会社の業績にも一定程度コ スポンサーが最善でない条件で スポンサーにDe―SPAC これに加えて近時は、 De-SPAC後の上場会 株式の全部または (権利確定)するといった De —SPAC時にス De-SPAC直 また、 一部に 般投資 般的 旧対 前記

## 日本の非上場企業に 影響および活用可能性 とっての米国SPACの

玉 上場のSPACは、 2020年から急激に増加した米 現在De-S

> 合には、 P されるであろう。 的短期間で上場を果たしたい等の場 日 Cの選定基準を満たすような規模の 数が増加する可能性がある。 プ企業とのDe―SPACも今後件 るようにアジア地域のスタートアッ Corporationとの統合®に代表され 2021年4月に公表されたGrab SPACを行うという選択肢も考慮 Holdings Inc.→Altimeter Growth :本のスタートアップ企業が、 |ACの検討対象を拡大しており、 米国上場SPACとDe— S P A 比較

クチャ、 が (2)係および外国民間発行者の該当性等 が考えられる。本節では、 親会社となるストラクチャの2通り 式を取得し、 Cが対象会社の親会社となるストラ 象会社としてDe―SPACを行う された米国上場のSPACとのDe て、 方法としては、 S P 対象会社の株式を取得し、SPA 論点について解説を行う。 のストラクチャそれぞれについ デラウェア州法に準拠して設立 本のスタートアップ企業が、 ACを念頭において、 (2)対象会社がSPACの株 対象会社がSPACの 主として(1)SPAC (1)および 課税関 対

www.grab.com/sg/press/others/grab-go-public-in-partnership-with-altimeter/)参照。 Grab Holdingsのプレスリリース(https://

こでは三角株式交換を用いる方法 である場合が多いことを踏まえ、 会社の法人格を維持することが有益

(10)

## **(1)** クチャ の親会社となる場合のストラ SPAC(米国)が対象会社

# ストラクチャの概要

1

再編を用いることが考えられる。 border merger等)を行うことは 的に組織再編行為(いわゆるCross するためには、 本の会社法上、 を対象会社株主に交付する三角組織 組織再編行為を行い、SPAC株式 本法上許容されていない。 本法人である対象会社の間 して設立されているSPACと ことが考えられるが、外国法に準 為を通じて対象会社を子会社化する しては取り得ない。 じ得るため、 会社の株主に多額の譲渡益課税が生 Cに単純に譲渡してしまうと、 るために、 SPACを対象会社の親会社とす 当該日本法人と対象会社の間 SPACが日本法人を設立のう 対象会社の株式をSP 通常、 米国のような逆三角 合併等の組織再編 この問題に対 ストラクチャと その で直 対 Н H

### (図表2) SPAC(米国)が対象会社の親会社となるストラクチャ (三角株式交換)

検討する。 De-SPAC完了後 対象会社の株式を三角株式交換で取得 対象会社 SPAC株主 SPAC株主 株主 **SPAC SPAC** 対象会社 (米国) (米国) 2.SPAC株式 株主 对象会社株式 JPN HoldCo 1. SPAC (日本) 株式 JPN HoldCo 対象会社 対象会社 (日本) (日本) 株式交換 (日本) 新設会社

である。 で示すと図表2のようになる。 (1) まず、 具体的なステップは、 HoldCo)を設立して、株式交換 S 本ストラクチャの Ρ Α C が  $\Box$ 本 次のとおり 法 概要を図 人(JPN

ころ、

許認可の維持等の観点で対

合併の方法を取ることができないと

HoldCoに対して発行する。 の対価となるSPAC株式をJPN

(2) が対象会社の株式を100%取 株式交換を行い、JPN HoldCo 対してSPAC株式を交付する。 JPN HoldCoは対象会社株主に 得する。株式交換の対価として、 社との間で日本の会社法上の三角 その後、JPN HoldCoと対象会

### 2 課税関係

課税関係は次のとおりである。 各ステップに関して日本における

課税関係は生じない『。 対象会社株主、JPN HoldCoのいず れにおいても、日本において特段の ステップ(1)については、対象会社、

JPN HoldCoが当事者となる再編に 換は非適格株式交換等として取り扱 は困難と考えられ、当該三角株式交 おいて共同事業要件を充足すること **令4の3⑩)を充足する必要がある。** されるためには、共同事業要件(法 HoldCoと対象会社の間に、 われるものと考えられる。 格株式交換等(法法2十二の十七)と 点において資本関係がないため、 般的には、自身の事業を持たない ステップ(2)については、 再編時 JPN

る。

対象会社のレベルにおいては、 当

> 構成していることも多く、その場合 等として取り扱われる場合にお の れ、三角株式交換を行うにあたって る部分は限定的となることも想定さ に帰属し時価評価課税の対象とされ De―SPAC時の評価額が高額で の ない。スタートアップ企業の多く り、自己創設のれんは対象とはなら な資産について行われるものであ なお、この時価評価は、個別具体的 益について納税を行うこととなる。 末の法人税申告において、 評価を行い、再編の生じた事業年度 社はその一定の資産『について時価 て、対象会社の資産の時価評価課税 該三角株式交換が、非適格株式交換 あったとしても、個別具体的な資産 は、独自に開発したノウハウその他 (法法62の9)が必要となり、対象会 障害とはならない場合があり得 知的財産が事業の中心的な価値を 時価評価

不交付型株式交換(法法61の2の)回 れることとなる。 譲渡益課税は生じず、SPAC株式 式交換等であったとしても、 は、当該三角株式交換が、非適格株 であれば、対象会社株主においては 売却まで譲渡益課税は繰り延べら 対象会社株主のレベルにおいて 金銭等

## 3 の該当性 外国民間発行者(FPI)へ

米国証券規制上の外国民間発行者 り、米国上場する株式の発行会社が、 となる。 遵守義務の免除を受けることが可能 の一定の開示義務が緩和され、また、 Iの要件を充足する場合、米国法上 1つの重要な検討事項となる。 FP PI」という)の要件を充足するかも (Foreign Private Issuer、以下、「F 定のコーポレート・ガバナンスの ストラクチャを決定するにあた

必要となる。 Bの両方に該当する者でないことが があり、加えて、 された非政府系の会社等である必要 発行者が米国外の法令に基づき設立 FPIとして扱われるためには、 図表るのAおよび

台 社の親会社となるストラクチャの場 米国法人であるSPACが対象会 FPIの要件を充足することは

> 要となる。 ンスの遵守義務を履行することが必 できないため、通常の米国上場企業 示義務およびコーポレート・ガバナ (US domestic issuers)と同様の開

場会社であるSPACのストック・ 職員においては、De―SPAC後 予約権を発行している場合、 4 る。 を取得できるかは重要な関心事であ に、当該新株予約権と引換えに、上 ストック・オプションとしての新株 オプション等のインセンティブプラン 対象会社がその役職員に対して ストック・オプションの取扱い . 当該役

換において、対象会社株主に対して ク・オプションを交付することは 象会社のストック・オプション保 対象会社間の株式交換において、 権を交付することは認められていな 約権保有者に対して株式交換完全親 HoldCoと対象会社との間の株式交 できない。そこで、たとえば、 有者に直接的にSPACのストッ ては、株式交換完全子会社の新株予 いため(会%①四)、JPN HoldCoと 会社以外の会社の発行する新株予約 この点、日本法の株式交換にお

### (図表3) FPI非該当者の要件

- 米国居住者が発行済の総議 決権の50%超を直接または間 接に保有している発行者であ
- 次の(i)~(iii)のいずれかの要 件を満たす者 役員の過半数が米国人ま
- (ii) 発行者の資産の50%超が 米国に所在していること

たは米国居住者であること

発行者の事業が主に米国 において行われていること

象会社のストック・オプション保有

はSPAC株式を交付する一方、対

Cとの統合自体については、

対象会 S

ステップ(2)については、

まず、

米

有することになることから、

P

株主が対象会社株式を継続保

建付けがあり得よう

「の その親会社であるSPACのストッ するしくみを作ることが考えられ 該JPN HoldCoの新株予約権とSP 者に対しては、 に条件が成就する取得条項を付け、 株予約権に株式交換の効力発生直後 の新株予約権を付与したうえで、 ACのストック・オプションを交換 オプションを取得の対価とする 具体的には、 まずはJPN HoldCo JPN HoldCoの新

> 法準拠 を用

のSPACの株式を取得する

トラクチャについて検討する。

まず、

D

e

S P

ACの概要を図

示すと図表4の

ようになる。

問題は少ない。

ここでは、

米国にお

の

観点ではストラクチャリング上の

V

て

般的に用いられる逆三角合併

v

て、

対象会社がデラウェア州

社株主に課税が生じないため、

税務

現物出資により交付する場合には、登録免許税は『 ただし、SPAC株式をJPN HoldCoに対して

対象会社

株主

対象会社

(日本)

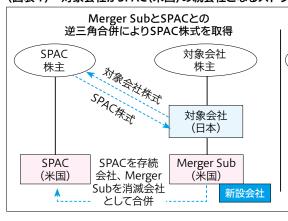
**SPAC** 

(米国)

(法令123の11) (法令123の11) (110) (法令23の11) (110) (法令23の11) 000万円以上である資産等

り当該新株予約権はただちにJPN HoldCoに取得の新株予約権を取得するが、取得条項の発動によ有者は、株式交換を通じて、いったんJPN HoldCo この場合、対象会社のストック・オプション保い この場合、対象会社のストック・オプション保い ク・オプションが交付されることとなる。 第1項の適用がある場合がある。 個人株主の場合については、 その対価としてSPACの発行するストッ 所得税法57条の

### 対象会社がSPAC(米国)の親会社となるストラクチャ(逆三角合併)



を

取得して完全子会社化するという形 ストラクチャを選択する場合、 で統合することも考えられる。 対象会社側がSPACの全株式

この 対象

(図表4)

De-SPAC完了後 SPAC 株主

1

ストラクチャの概要

クチャ

の親会社となる場合のストラ

(2)

対象会社がSPAC(米国

2 課税関係

対象会社 る課税関係は次のとおりである。 ステップ(1)については、対象会社、 ステップ(1)および(2)の日 お い |株主のいずれについても日 て特段の課税関係は生じな 本にお け

である。 具体的なステップは、 次のとおり

(2) (1) Merger Subに対して発行する® 合併の対価となる対象会社株式を (Merger Sub)を設立して、逆三角 対象会社が米国に合併用の法 その後、Merger Subを消

は る。その対価として、SPAC株主 は対象会社の100%子会社とな を行い、その効果として、SPAC 会社、SPACを存続会社とする デラウェア法に基づく逆三角合併 対象会社株式を受領する。 滅

(a)

(3) 併の効力発生と同時に米国の証券 取引所において新規上場する。 に新規上場申請を行い、逆三角合 対象会社は、米国の証券取引所

(※) (会33②五、会施規23九口)として許容されると解は、子会社による親会社株式の取得の禁止の例外るために子会社が親会社の株式を取得すること なお、 外国法に基づく合併の対価として交付す

> 買収の方法を取ることができな 国での逆三角合併が日本の税法 ラウェア州法上の逆三角合併は、 め、 本の会社法上、 する必要がある。 点からどのように扱われるかを検討 0 **2つの取引に細分化される。** 日 本の税法上、 米国のように逆三 前記のとおり、 般的には、 の観 6 デ 角 H た

Ų を交付する合併 対象会社に対してSPACの株式 Merger Merger Subを被合併法 Subの親会社である 人と

き継いだ)対象会社株式を交付 (Merger **Cは自己株取得の対価として、** からの自己株式の取得(SPA SPACによるSPAC株 Subから合併により 引 主

(b)

の する必要がある。 法2十二の て資本関係がないため、適格合併 とSPACの間に、 えられているところ、 おける合併と同等のものであると考 する再編にお 事業を持たないMerger Subが 、同事業要件(法令4の3④)を充足 (a) の 取引 は 八)とされるためには いて、 般的 般的に 再編時点にお 共同事業要件 には日本法に Merger Sub は、

を充足することは困難と考えられ

当該合併は非適格合併として取り扱 れるものと考えられる。

課税は繰り延べられることとなる。 ず、対象会社株式の売却まで譲渡益 株主においては、譲渡益課税は生じ の2②) 『として扱われ、 併の対価として金銭が交付されない じないものと考えられる。 ることから、 し配当課税が生じ得るが(法法 適格合併となる場合

「 Merger Subは新設法人であ 取引については、 金銭等不交付型合併(法法61 通常はみなし配当は生 特段の課税 対象会社 また、 み 24 1 な

# 関係は生じないものと考えられる。 外国民間発行者(FPI)へ

ことができる。 規上場することとなることから、 の対象会社がDe バナンスの遵守義務 米国法上の一定の開示義務が緩和さ 行者の要件を充足することにより、 上を保有する場合には、 国居住者以外の者が議決権の5%以 本ストラクチャにおいては、 定のコーポレート・ガ ―SPAC後に新 の免除を受ける 外国民間発 日本

起こった場合は、タックスへイブン対策税制上のにおいて、日本の税法の観点からの非適格合併が特に生じない(本件においては関連しないが、海外ろうともMerger Subの日本における課税関係は、米国における再編であるため、非適格合併であり、米国における再編であるため、非適格合併であり、

する必要がある)。 課税対象となる所得が生じる可能性がある旨留意

(17) 条1項の適用がある場合がある。 個人株主の場合については、所得税法施行令12

## の 米国 SPA Cの 影 および活用可能性 日本の上場企業にとって

## **(1)** 社の上場 De-SPACによる子会

という方法が考えられ 部を売却して一部エグジットを図 ともに、当該子会社の保有株式の一 米国に上場させて資金調達を行うと 社(T社)をDe-SPACを通じて する場面の1つとして、 日本の上場企業がSPACを活用 非上場子会

### 1 課税関係

を事前 式の売却に伴う譲渡益の圧縮のため く必要がある。 関連し、基本的な考え方は大きく変 株主の課税関係が日本の上場会社に 影響および活用可能性」の対象会社 である場合には、 わることはない。 上場企業にとっての米国SPACの 会社である場合、 税務 |再編行為の日本の税法上の取扱い の観点からは、 に検討し、 当該子会社の保有株 T社が海外の法人 現地で行われる組 影響を把 前記の「日本の非 T社が日本の 握してお

> られる<sup>®</sup>。 の事前の 配当を検討することも考え

# 統合契約上の論点

えて、 なる。 玉 くかといった点も重要な交渉事項と ような事項への拒否権を確保してお 締役を指名する権利を確保するか、 持する場合において、どの程度の取 続保有して、 会社の重要な決定事項のうち、どの 「のSPACの概要」③の論点に加 統合契約との関係では、 従前の親会社がT社株式を継 ある程度の支配権を維 前記「米

渉事項となり得る。 や一定の株価に到達した場合のロッ 期間が設定されることが一般的であ クアップの制限の解除等も重要な交 ととなる統合後のT社の株式には、 また、 カ月から1年程度のロックアップ 段階的なロックアップの解消 従前の親会社が保有するこ

る。 (法令19の3⑦以下参照)に留意する必要があ規定(法令19の3⑦以下参照)に留意する必要があ2年度税制改正にて導入された株式の簿価調整の2年度税制改正にて導入された株式の簿価調整の3年だし、特にT社が海外の法人である場合、令和

### (2) P 9 ACした場合の影響 ートアップ企業がD マ 1 ノリティ投資先の e | S

ス

業がスタートアップ投資等の一環と 対象となる場合の他、 非上場子会社がDe―SPACの 日本の上場企

> が 投資先企業(T社)が、 してマイノリティ出資を行って Cによって米国上場するという事例 想定される。 D e | S P A

# 1 出資契約等に関する留意点

条件交渉を行う場合もあろう。 をする可能性も見据えて出資契約の トアップ企業が将来De―SPAC プ企業に出資する場合、 ることから、非上場のスタートアッ 将来的な選択肢として確立しつつあ ては、De-SPACによる上場が 米国のスタートアップ企業にとっ 当該スター

等)について、 株式への転換やその場合の転換比率 株式またはSPAC株式および現金 載 くことが考えられる。 下、「CB」という)の取得により行わ アップ企業への投資がワラントまた D れる場合、当該ワラントやCB に転換されることとなる。 日本企業の保有するT社の株式は ē ―SPAC時の取扱い(SPAC 転換社債型新株予約権付社債 の逆三角合併が用いられる場合、 前記「米国のSPACの概要」(3)記 一SPACによってSPACの 出資時に 合意してお スタート 议

るため、 D e | S P かかる投資家の観点からは 出資時にT社との間でD AC後の希釈化を回避

る

通

見通し

めら スに関 米国法に従った報酬などの開 引受権をあらかじめ合意しておくこ 締役は米国上場会社の取締役になる して取締役を派遣する場合、 する。 れる点にも留意が必要である。 て合意をしておくことも する規則の適用を受け、 米国のコーポレー 登 D e | 上場後のT社に対して継続 録請求権等 S P A C 後 0 権 <u>۱</u> の取 莉 の維持に ガ 検討に 当 示が 締 バナン また、 該取 役 求

んでおり、

今後の動向が注目される。

米国と比較して件数は少ない

ŧ

ロンドン証券取引所(英国)、

の 行

観 ゎ が

れ

る わ e

など、

米国

では

点から規制の

強化

の

方向に進 投資家保 A C 時

の P

Ī P

Eによる優先

テー

メントも公表されてい

る。

さ

らに、

D

S P

A C に 関

して虚偽 の調査

開

示

行

れたとしてSEC

# 税務上の視点

の

上場を制度上認めている取

引

所

は

イツ)、

韓国

取

引

所

マ

シー

·シア証

口

ネクスト・アムステルダム(オラン

フランクフルト証券取引所

券取引所

等、

米国以外にもSP

Ā C

されることは期待できな を意識し 縮も図ることが難しく、 事 イ 前 ノリティ出 たストラクチ の配当を用 資で 4 た課 ヤ あ IJ 日 ること 税額の 本 の が 税 務 圧 な

場のブ

ĺ

は、

3

<u>|</u>ロ

ッ る S P パ

にも

波

在する。

米国におけ

Ā C 上

页 動向

解説やワ る監視が強化されて 委員会(以下、 に係る取引について、 米国に 利益相2 告を内容 ンスが発出され Ō ラン 記載に付随 おいては、 反取引の ŀ 「SEC」という)によ とするス Ö 会計上 開 最近、 する いる。 米国証券取 示に関するガ B また、 一の書類 法的 ッ S P 具体的に 責任 フ 業績 A C ス おり、 アにお 6 め サ 引 ルテ る

は

イ

改正を検討しているとされる。 取 テ C上場を誘致するための上場規 ンドン証券取引所においてはSP し が所にお てお を認 ル ても S P 上場した事例がみられ、 引所においては、 ダム 可 ーションペー いても、 ŋ 今年中にSP 能 め およびフランクフ 港 るための 性があるとされて いては3月 ユー AC上場の およびインドネシアに シンガポー 口 冷门 ル ネクスト・ A C O 末に SP 新たにSP 1 が発行され 解禁につ ルに係るコン また、 上 ル ル Ā C 上 証券取 場を アム 1 る。 アジ 証 則 A C ス さ 券 口 ത A

> な情報に とされ れ 投資機会を提供 0 て、 の検討が 人した場合に必要な制度整備に 、視点を踏まえつつ、 動 るか、 手法と 1 一局の対応やSPACをめぐる市 護 戦略実行計 11  $\mathbf{H}$ 向 米国をはじめとする海外の ŀ 策等の視点から、 回 本において ている。 成 アップ企業に対して新しい に基づきリスク判断 注目する必要がある。 なり わが国の国際競争力の 行わ 長戦略会議で提 得るしくみ作り れているとされ 画案にお 投資家に対 Ų かつ、 前記のとお S P 検討すること V ζ 示され 日 して適切 ができる A C を 導 投資家 が 本の た成 強 規 つ 上 化 ス

遠藤 聖志(えんどう・きよし) ベーカー &マッケンジー法律事務所(外国法

弁護士・ニューヨーク州弁護士 コーポレートM&Aグループ所属

共同事業)

アジア太平洋諸国や米国、欧州をはじめとす るさまざまな地域における日本企業のクロス ボーダー M&A案件、組織再編案件を主に手 掛ける。会社法、保険業法、金商法、各種金 融規制法、競争法、贈収賄規制等のコンプラ イアンスに関するアドバイスや、労働案件等 も扱う。

稲葉 正泰(いなば・まさひろ)

ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法 共同事業)

弁護士

コーポレートM&Aグループ所属

国内および海外の上場・非上場企業によるア ウトバウンド/インバウンド双方向のクロス ボーダー M&A案件について幅広い経験を有 する。サン電子㈱の連結子会社である Cellebrite DI LtdのDe-SPACによる米国 NASDAQ上場に関して法的アドバイスを提供。

川崎 彬弘(かわさき・あきひろ)

ベーカー &マッケンジー法律事務所(外国法 共同事業)

税理十

税務・移転価格グループ所属

2006年公認会計十試験合格後、上海駐在の 期間を含み通算13年間大手税理士法人に勤 務し、2019年に当事務所に入所。

タックスヘイブン対策税制、組織再編税制な ど複雑な制度にも精通しており、サン電子(株) の連結子会社であるCellebrite DI LtdのDe-SPACによる米国NASDAQ上場に関してアド バイスを提供。

谷田部 耕介(やたべ・こうすけ)

ベーカー &マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士

キャピタル・マーケットグループ所属

10年以上の実務経験を有し、証券取引を中心としたさま ざまなファイナンス取引業務に加え、金融商品取引業者 等への規制に関するアドバイスにも精通。また、上場会 社のM&A案件を担当し、本邦初の自社株対価スキーム・ オブ・アレンジメントによる英国上場会社の買収案件にお いて買収会社を代理し、本邦初の自社株(および現金)対 価スキーム・オブ・アレンジメントによる豪州上場会社の 買収案件において買収会社を代理。著書・論文に『合併・ 買収の統合実務ハンドブック』(共著、中央経済社、2010 年)等。